

東京都議会 議員選挙

特集号

広報 しんじゅく

日ごろから心がけよう
明るい選挙

平成25年(2013年)

6・5

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎(3209)1111
ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>
携帯電話版 <http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/>



携帯電話用
二次元コード

発行 新宿区
編集 新宿区選挙管理委員会
☎(5273)3740

キミと、投票する選挙

東京都議会議員選挙



投票日 6月23日(日) 午前7時～午後8時

平成25年4月19日に可決・成立したインターネットを利用した選挙運動については、東京都議会議員選挙では適用されません。

東京の明日をつくる大切な選挙です。

あなたの大切な一票を無駄にすることなく、都政に声を届けましょう。

【問合せ】区選挙管理委員会事務局(第一分庁舎3階)

☎(5273)3740・☎(5273)5230へ。

◆投票できる方◆

満20歳以上(平成5年6月24日以前に生まれた方)で、新宿区の選挙人名簿に登録されている方です。今回の選挙で新たに選挙人名簿に登録されるのは、平成25年3月13日までに新宿区に転入の届け出をし、平成25年6月13日現在、新宿区に引き続き住民登録がある方です。

●都内で引っ越した方

都内のほかの区市町村に引っ越し、平成25年3月14日以降に転入の届け出をした方は、新住所地では投票できません。

ただし、前住所地の選挙人名簿に登録されている方は、前住所地での投票(または期日前投票)か、現住所地の選挙管理委員会が指定する場所での不在者投票ができます。なお、再び他の区市町村に転出した時は投票できません。

投票の際には、新住所地の区市町村の住民票取扱窓口で無料で交付される「**選挙用住民票**」(※)や、官公署発行の住所・顔写真付き証明書(住所書き換え済みの運転免許証、顔写真付きの住民基本台帳カード等)の提示が必要です。※新宿区の場合、各特別出張所の窓口と戸籍住民課(本庁舎1階)で発行します。

新宿区の選挙人名簿に登録されている方が平成25年2月23日から3月23日までの間に他区市町村へ転出し、かつその期間内に新宿区に再び転入の届け出をしている場合、投票ができます。転出の日により確認が必要になる場合がありますので、詳しくは、区選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

●都外へ転出する方

投票日前日(6月22日(土))までに都外へ転出した場合は投票できません。ただし、新宿区の選挙人名簿に登録があり、6月15日(土)以降に都外へ転出する方は、転出する日までは期日前投票ができます。

●新宿区内で転居する方

5月31日(金)までに転居の届け出をした方は、新住所の投票所で投票してください。

6月1日(土)以降に転居の届け出をした方は、旧住所の投票所で投票してください。

◆投票所整理券◆

6月14日(金)から、住民票の世帯ごとにまとめて封書でお送りします。投票の際は、ご自分の投票所整理券をご確認の上お持ちください。投票所整理券が届かない場合や紛失した場合でも、投票できます。投票所の係員にお申し出ください。

◆投票の方法◆

投票用紙に「候補者1人の氏名」を記入してください。氏名以外は書かなくてください。

◆期日前投票のご利用を◆

投票日当日、仕事や旅行、レジャーなどで投票所に行くことができない方は期日前投票ができます。

●期日前投票ができる場所・期間

期日前投票所名	所在地	期間
区役所第一分庁舎	歌舞伎町1-5-1	6月15日(土)～ 22日(土)
四谷特別出張所	内藤町87	6月16日(日)～ 22日(土)
笹塚特別出張所	笹塚町15	
榎町特別出張所	早稲田町85	
若松町特別出張所	若松町12-6	
大久保特別出張所	大久保2-12-7	
戸塚特別出張所	高田馬場2-18-1	
落合第一特別出張所	下落合4-6-7	
落合第二特別出張所	中落合4-17-13	
柏木特別出張所	北新宿2-3-7	
角筈特別出張所	西新宿4-33-7	

時間はいずれも午前8時30分～午後8時

●持参するものは？

投票所整理券がお手元に届いていれば、整理券裏面の「期日前投票宣誓書(兼請求書)」に必要事項を記入の上お持ちください。

投票所整理券が届いていない、または紛失したなどの場合は、期日前投票所に備え付けの「期日前投票宣誓書(兼請求書)」をご利用ください。印鑑は不要です。

●住所によって期日前投票所は決められていますか？

期日前投票は、上表のいずれの期日前投票所でもできます。ただし、投票日当日(6月23日(日))は、決められた投票所でのみの投票となります。投票所整理券でご確認ください。

●長期の旅行などで期日前投票に行けない場合は？

長期の旅行などで投票日当日の投票所や期日前投票所に行けない場合は、滞在地で不在者投票をすることができます。【裏面でご案内しています。】

◆投票所の変更◆

今回の選挙では、次の投票所が変わります。投票所整理券でご確認ください。

- 第34投票所…シチズンプラザB館
 - ➡「新宿NPO協働推進センター(旧西戸山第二中学校)」(高田馬場4-36-12)
 - 第45投票所…淀橋第四小学校➡「淀橋第四幼稚園」(北新宿3-17-1)
- ※淀橋第四小学校と同じ敷地です。